

訂正とお詫び

※「平成25年度 2級建築士 建築関係法令集 アンダーラインの引き方見本(p161)」に誤りがありましたので、下記のように修正をお願いいたします。
右下の法令集ページが「309」と記述されていますが、正しくは「339」ページとなります。
訂正がありましたことを深くお詫びいたします。

建築基準法施行規則（抄）

より、壁及び床版を設ける工法をいう。以下同じ。）により設けられるものを用いる場合における当該壁及び床版の構造は、国土交通大臣が定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。図

●平13国交告1641(構造方法)―図713

第9条（道路の位置の指定の申請）

法第42条第1項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。図

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形状上特記すべき事項

第10条（指定道路等の公告及び通知）

特定行政庁は、法第42条第1項第四号若しくは第五号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。図

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類 図
 - 二 指定の年月日 図
 - 三 指定道路の位置 図
 - 四 指定道路の延長及び幅員 図
- 2 特定行政庁は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定（以下この項及び次条において「水平距離指定」という。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。図
- 一 水平距離指定の年月日 図

- 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置 図
 - 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長 図
 - 四 水平距離 図
- 3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。図

第10条の2（指定道路図及び指定道路調書）

特定行政庁は、指定道路に関する図面（以下この条及び第11条の4第1項第七号において「指定道路図」という。）及び調書（以下この条及び第11条の4第1項第八号において「指定道路調書」という。）を作成し、これらを保存するときは、次の各号に定めるところによるものとする。図図

- 一 指定道路図は、少なくとも指定道路の種類及び位置を、付近の地形及び方位を表示した縮尺 $\frac{1}{2500}$ 以上の平面図に記載して作成すること。この場合において、できる限り一葉の図面に表示すること。図図
 - 二 指定道路調書は、指定道路ごとに作成すること。図図
 - 三 指定道路調書には、少なくとも前条第1項各号に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記第42号の24様式とすること。図図
 - 四 特定行政庁は、第9条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、申請者の氏名を指定道路調書に記載すること。図図
 - 五 特定行政庁は、水平距離指定をした場合においては、水平距離指定に係る道路の部分の位置を指定道路図に、前条第2項各号に掲げる事項を指定道路調書に記載すること。図図
- 2 指定道路図又は指定道路調書に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてそれぞれ指定道路図又は指定道路調書への記載に代えることができる。図図

339 ← 309